

# 後期高齢者医療制度(長寿医療制度) についてのお知らせ

## 保険証(被保険者証)が更新されます

《現在の保険証7月31日までうすい緑色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	平成22年7月31日

  

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇	平成22年7月31日
住所	岐阜県岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/>

《新しい保険証8月1日からうすい紫色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	平成23年7月31日

  

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇	平成23年7月31日
住所	岐阜県岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	平成22年8月1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/>

後期高齢者医療制度の保険証(後期高齢者医療被保険者証)は、市内に住所を有する75歳以上の人と、65歳以上74歳以下で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入した人に交付されます。

現在の保険証の有効期限は7月31日です。8月1日以降は7月中に送付される新しい保険証を使用してください。

## 22年度の保険料額が決定

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になった人に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

□座振替で保険料の支払いができます

年金から保険料を支払っている人は、□座振替に変更できます。□座振替を希望する人は国保年金課の窓口で手続きを行ってください。

□座振替で保険料の支払いについての相談は

失業や災害などでお支払いが困難な場合は、お早めにご相談ください。十分な収入・資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない場合、法律の定めにより滞納処分が行われることがあります。

## 22年度の保険料の軽減措置について

### ①均等割額の軽減

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の平成21年中の総所得金額の合計額	
9割	33万円(基礎控除額)	被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の各種所得がない場合)
8.5割	以下の世帯	上記以外
5割	「33万円(基礎控除額)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)」以下	
2割	「33万円(基礎控除額)+35万円×世帯の被保険者数」以下	

### ②所得割額の軽減

所得割額を負担する人で、基礎控除後の総所得金額が58万円以下の人は、所得割額を一律5割軽減します

### ③被用者保険の被扶養者だった人

被用者保険の被扶養者だった人は、所得割額の負担はなく、均等割額を9割軽減します

※被用者保険とは、協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称です(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません)。

問合せ先 国保年金課